

保護者のみなさまへ

市川市長 村越 祐民

市内保育施設の登園自粛要請の解除について

この度の新型コロナウイルス感染拡大防止にご協力いただき、誠にありがとうございます。

市内保育施設においては6月1日（月）から当面の間、登園の自粛を要請しておりましたが、市内小中学校等の通常授業が再開となることに伴い、**登園の自粛要請を6月30日（火）までとし、7月1日（水）より下記の保育施設にて通常の保育を実施いたします。**

なお、市内保育施設においては引き続き感染症対策を行ってまいりますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

記

1. 対象施設	公立保育園、私立認可保育園、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業、事業所内保育事業、いちかわ保育ルーム ※施設が実施する一時預かり事業、病後児保育事業等を含む。
2. 保育料の減免	市からの登園自粛の要請解除に伴い、利用者負担額（保育料）の減額対応（日割り計算）は終了となります。 ※6月分の利用者負担額の減額対象期間は6月1日から6月30日までとなります。 ※6月分の利用者負担額は通常通りご納付ください。 減額対応は後日、欠席日数を園に調査の上、返金を行います。

【問い合わせ先】

〈登園の自粛要請に関すること〉

市川市 こども政策部 こども施設運営課
TEL：047（711）1791・1792・1798

〈保育料の減免に関すること〉

市川市 こども政策部 こども施設入園課
TEL：047（329）2160